

令和3年5月に第2回将来課題検討WG*を開催。議事概要は以下のとおり。

* 事業化に関する動向把握、諸外国の制度・運用体制の整理等、必要な環境整備の検討を行うためのワーキンググループ。

1. サブオービタル飛行に関する国内外の民間企業の開発状況等について、内閣府より情報共有。

2. 米国及び英国のサブオービタル飛行に係る法制等について、内閣府より次のとおり報告。

- 米英の類似点：飛行形態（オービタル飛行／サブオービタル飛行など）の区別なく、同一の当局（米国連邦航空局（FAA）・英国民間航空局（CAA））がライセンスを発行している点、飛行に対する安全要求や責任の在り方については、技術が未成熟であることを考慮した制度設計がなされている点等。
- 米英の相違点：米国では乗員や運用者など関与する全ての者の間でクロスウェイバーの締結を義務化しているのに対し、英国ではクロスウェイバーは義務ではない点、乗員の安全要求に関して、米国では産業界主導によりベストプラクティスを標準化することを議会方針として明確にしているのに対し、英国ではそのような方針は明確にしていない点等。

（出席者からの主なコメント）

- 規制の一貫性（規制当局のルールやライセンス、窓口が細分化されないこと）や政府側の体制構築が重要。
- 日本と米英では消費者保護等の考え方が異なるため、責任・補償の考え方をそのまま適用できるわけではないことに留意が必要。

3. 国際民間航空機関（ICAO）におけるサブオービタル飛行に関する主要な会議の状況について、国土交通省より次のとおり報告。

- 前回の第40回総会（2019年9～10月）の決議書において、商業宇宙輸送に対するICAOの役割（商業宇宙輸送と既存の民間航空が共用する空域に関する対応方針の検討、民間航空への影響が想定される課題への対応）等が記載。
- 以降、ICAOにおける議論の進展はない状況。

4. 今後の進め方について、出席者を交えて意見交換を実施。

- 将来的なサブオービタル飛行の事業化を視野に入れ、安全審査の在り方や米国・欧州との相互乗り入れ等今後議論すべき事項について、引き続き議論を継続することで合意。